

令和8年度

市民税・森林環境税 特別徴収のしおり

《目次》

	ページ
<特別徴収事務取扱要領>	
●特別徴収のしくみ	2
●特別徴収事務の取扱要領	2～3
●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について	4
●市民税・県民税・森林環境税（国税）の課税について	5～6
●給与支払報告書について	6
●税額通知書の送付について	6
●市民税・県民税・森林環境税の計算方法について	7
●令和8年度の個人住民税の主な改正内容	8
●eLTAX（エルタックス）をご利用ください	9
●給与所得者が出国するときは	10
●退職金を支払うときは	11
●特別徴収納入書の記入のしかた	12
<給与支払報告書に係る異動届出書等について>	
●給与所得者に退職・転勤など異動が生じた場合について	13
●給与所得者異動届出書の記入のしかた	14～17
●給与所得者異動届出書	18
●普通徴収から特別徴収への切替届出書	19
●特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	20
●税額変更表	21



鳥取市

市民税課 市民税第二係

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話 (0857) 30-8148 (直通)

ホームページ <https://www.city.tottori.lg.jp>

特別徴収事務についての連絡先

賦課事務（税額変更通知等について）

市民税課市民税第二係

電話 (0857) 30-8148

収納事務

収納推進課検収係

電話 (0857) 30-8152

※電話で事務手続等についてお問い合わせいただくときは、この内容にそって説明いたしますので大切に保管してください。

特別徴収義務者の皆様へ

鳥取市長

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について（依頼）

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、あなたを特別徴収義務者に指定し、関係書類を送付いたします。

ご多忙中誠に恐縮ですが、内容をご熟読のうえご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 送付書類
1. 令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）【注1】
 2. 令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）【注1】
 3. 令和8年度 市民税・県民税特別徴収税額の納入書【注2】
 4. 令和8年度 市民税・県民税・森林環境税特別徴収のしおり（本冊子）

【注1】 電子受取を希望した特別徴収義務者に対しては、eLTAXを通じて電子データを送付します。

（ダウンロードするためには、事前に指定していただいたメールアドレスにお届けするお知らせメールの保護番号が必要です。）

【注2】 納入書が不要な特別徴収義務者に対しては送付していません。

※特別徴収関係書類を受け取られましたら、その内容をお確かめください。なお、同封の「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」はミシン目で切り離し、納税義務者にすみやかにお渡しください。退職その他の事由により配付できない人があるときは、給与所得者異動届出書をご記入のうえ添付いただき直ちにお返しくください。

特別徴収のしくみ

1. 特別徴収

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように給与の支払者が、給与の支払を受けている人（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から引き去りして納入いただく制度です。

2. 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払をする際に市民税・県民税・森林環境税を徴収し納入する義務のある者で、市長が特別徴収義務者として指定します。所得税の源泉徴収義務のある全ての給与支払者（事業主）が対象となります。

3. 特別徴収税額の通知書

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、各納税義務者に市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するためのものです。

なお、納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合にはその都度通知書をお送りしますので、変更後の納付額により徴収し、納入してください。

4. 特別徴収の範囲

令和7年中に給与の支払を受け、かつ令和8年4月1日現在において引き続き給与の支払を受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市民税・県民税・森林環境税の徴収をしなければならないこととされています。

また、この通知書に記載されている税額は原則として、給与所得に係る所得割額、均等割額及び森林環境税額の合計額ですが、給与所得以外の所得がある場合、通常その所得に対する所得割額を給与所得に係る税額に加算しています。

特別徴収事務の取扱要領

1. 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書の納税義務者への交付

特別徴収義務者への通知書とあわせて納税義務者への通知書をお送りしましたので、その人員等を確認のうえ、すみやかに各納税義務者に配付してください。

通知書は情報保護のため圧着していますので、開かずそのまま配付してください。

なお、すでに退職等により、配付できない人があるときは、**「給与支払環境に係る給与所得者異動届出書」**を添付して直ちにお返しください。

〔記入要領は、14ページ以降の **給与所得者異動届出書の記入のしかた** をご参照ください。〕

2. 月割額の徴収

「令和8年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更・決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の月々の納付額を記載していますので、税額等をご確認のうえ、第1回目は6月に支払う給与から、第2回目以降は7月から翌年の5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

3. 月割額の納入

- (1) 各納税義務者から徴収した納付額の合計額を別冊の「**納入書**」で納入してください。
- (2) **一括徴収した税額**は、他の納税義務者の特別徴収税額とあわせて**給与分の金額欄**に記入してください。
- (3) 退職所得分の金額欄は、退職手当等にかかる市民税・県民税の特別徴収税額を納入するときに記入していただく欄です。

〔退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について〕
〔は11ページの **退職金を支払うときは** をご参照ください。〕

(4) 納入書は、それぞれの月別の表示がしてありますので必ず該当月の用紙を使用してください。

なお、納税義務者が令和9年5月までに住所を鳥取市以外の市町村へ変更されましても、令和8年度の特別徴収税額は、ひきつづき本市へ納入してください。

〔 納入書の記入要領は、12ページの **特別徴収納入書の記入のしかた** をご参照ください。 〕

(5) 月割額が変更となった場合は、納入書の月割額を変更後の月割額に訂正したうえで使用してください。訂正の仕方は納入書の裏面をご参照ください。

4. 納入期限

- (1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（この日が土・日曜日または祝祭日のときは翌開庁日）です。
- (2) 各月の納入期限は、納入書の納期限欄に記載してあります。

5. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は、「納期の特例申請書」を提出し、市長の承認を受けることで、承認のあった月分より、特別徴収税額を下記のように年2回にまとめて納入することができます。なお、この手続きに必要な申請書は、ホームページからダウンロードできます。

- ・ 6月～11月分 納期限 令和8年12月10日
- ・ 12月～5月分 納期限 令和9年6月10日

6. 納期限後の納入について

納期限後納入する場合、納税額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%（延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%（延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には年7.3%

の割合)とする。))とする。)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納入してください。

(注)

- ① 月割額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
- ② 月割額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算します。
- ③ 延滞金額が1,000円未満の場合は、かかりません。
- ④ 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

7. 納入場所

鳥取市指定金融機関等

- ・ 鳥取銀行本支店
- ・ 鳥取いなば農業協同組合本支店
- ・ 山陰合同銀行本支店
- ・ 鳥取信用金庫本支店
- ・ みずほ銀行本支店
- ・ 島根銀行本支店
- ・ 倉吉信用金庫本支店
- ・ 中国労働金庫本支店
- ・ 西日本信用漁業協同組合連合会鳥取支店
- ・ 鳥取県信用農業協同組合連合会本所
- ・ 各総合支所出納窓口（地域振興課内）

※上記以外の金融機関で納入する場合

中国地方5県のゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。

中国地方5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入する場合は、そのゆうちょ銀行を指定する必要がありますので4ページの

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について をご参照ください。

その他最寄の金融機関より振込をされる場合は、鳥取銀行鳥取市役所支店あて**文書振込**にて納入してください。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入にあたり、中国地方5県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、そのゆうちょ銀行・郵便局を本市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店に指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に、利用されるゆうちょ銀行・郵便局支店名をご記入のうえ、切り取って当初納入の際にそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

特別徴収義務者の控用として、下記にご記入のうえ、保管してください。

(特別徴収義務者の控)

納入指定ゆうちょ銀行・郵便局
所在地
支店名

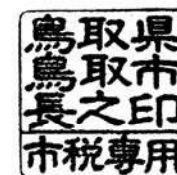
切り取り線

市民税・県民税・森林環境税取扱店指定通知書

年 月 日

様

鳥取市長



貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店に指定しましたので通知します。

1. 認可又は承認番号
貯業1第1461号（広島郵便局）
2. □ 座 番 号 01470-7-960048
3. 加入者の名称 鳥取市会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

市民税・県民税・森林環境税(国税)の課税について

1. 納税義務のある人

令和8年1月1日現在において、鳥取市内に住所のある人で、令和7年中に所得のあった人。

2. 課税されない人

(1) 所得割・均等割非課税

次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する人

(ア) 令和8年1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

(イ) 令和7年中の合計所得金額が135万円以下で次に該当する人《障害者・未成年者・ひとり親・寡婦》

(ウ) 令和7年中の合計所得金額が、次の算式によって得た金額以下の人

(算式)

(単身者) 41万5千円

(その他) $31万5千円 \times \left[\begin{array}{c} \text{同一生計配偶者} \\ \text{及び} \\ \text{扶養親族数} + 1 \end{array} \right] + 28万9千円$

※森林環境税が課税されない要件は、市民税・県民税の均等割と所得割のいずれも課税されない要件と同一です。

(2) 所得割非課税

上記の(1)以外の人で、令和7年中の総所得金額等の合計額が、次の算式によって得た金額以下の人

(算式)

(単身者) 45万円

(その他) $35万円 \times \left[\begin{array}{c} \text{同一生計配偶者} \\ \text{及び} \\ \text{扶養親族数} + 1 \end{array} \right] + 42万円$

(3) 所得割の調整措置

(2)の所得割非課税について非課税基準の金額を若干上回る所得がある人で税引後の所得金額が非課税基準の金額を下回る場合、次の算式で求めた調整額を算出所得割額より控除する調整措置があります。

ただし、調整額がマイナスの場合は、調整額は0円とします。

(算式)

(単身者)	45万円	-	(総所得金額等 - 市民税・県民税算出所得割額)	=	調整額
(その他)	35万円	×	$\left[\begin{array}{c} \text{同一生計配偶者} \\ \text{及び} \\ \text{扶養親族数} + 1 \end{array} \right]$	+	42万円
		-	(総所得金額等 - 市民税・県民税算出所得割額)	=	調整額

なお、この調整額がある場合は、税額通知書の「税額控除額」に調整税控除金額を含んで記載しています。

給与支払報告書について

鳥取市では、例年、各事業所から提出していただく給与支払報告書ほか各種申請書等により課税事務を行っております。

つきましては、処理の迅速化を図るため、給与支払報告書を作成される際は下記の点についてご協力をお願いします。

1. 支払を受ける人の「住所」「氏名」「カナ氏名」「生年月日」「マイナンバー（個人番号）」は必ず記載してください。
2. 被扶養者の「カナ氏名」は必ず記載してください。
3. 退職者や給与の支払が不定期等の理由で特別徴収を行うことができない人の給与支払報告書については「普通徴収切替理由書兼仕切書」を提出するとともに、個人別明細書の摘要欄に普通徴収に該当する理由（該当する符号）を必ず記載してください。
4. 「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書」については、氏名の五十音、受給者番号等とは関係なく、事業所より提出して

いただいた給与支払報告書の並び順で記載して通知します。

氏名の五十音順、受給者番号順等での記載を希望される場合は、希望される並び順で給与支払報告書を提出してください。

なお、再提出される場合及び他市町村からの回送分等については、最後尾となりますので、住民登録地（課税地）を確認の上提出してください。

税額通知書の送付について

各事業所への「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（変更通知書）」の送付は月1回のみとなっています。

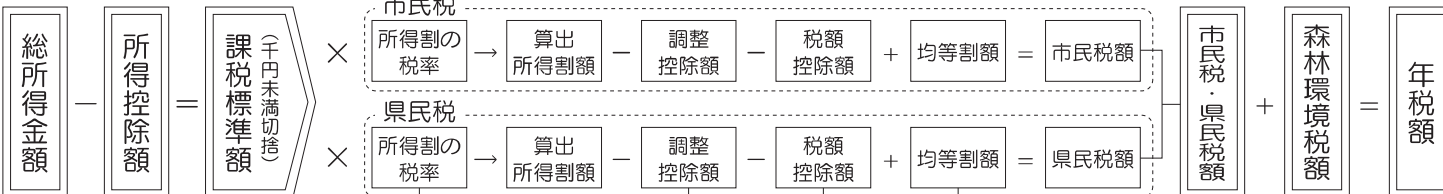
原則毎月24日までに受け付けた給与所得者異動届出書は、その月に処理し、翌月上旬に税額変更通知書を発送します。25日以降に受け付けたものについては、翌月の処理となりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。（事務処理の都合上、締日を変更することがあります。その場合は市公式ウェブサイト等でお知らせします。）

例：7月中に異動届出書を提出する場合

24日までに提出の場合：8月初旬に変更通知書送付

25日以降に提出の場合：9月初旬に変更通知書送付

市民税・県民税・森林環境税の計算方法について



分離課税の譲渡所得・退職所得・山林所得は別計算となりますので市民税課までお尋ねください。

◎所得割の税率

市民税	6%
県民税	4%

◎均等割の税額

市民税	3,000円
県民税	1,500円

※県民税には豊かな森づくり協働税500円が含まれます。

◎税額控除 (調整控除)

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか少ない額の5% (県民税2%、市民税3%)に相当する金額
 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者
 ①の金額から②の金額を控除した金額 (5万円を下回る場合は5万円) の5% (県民税2%、市民税3%) に相当する金額
 ①右表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
			納税者本人の所得金額	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
基礎控除	5万円	一般	33万円		
障害者控除	10万円	普通	1万円		
		特別	10万円		
配偶者控除	22万円	一般	5万円	4万円	2万円
		老人	10万円	6万円	3万円
寡婦控除	1万円	一般	5万円		
		老人			10万円
ひとり親控除	1万円	父	18万円		
		母			13万円
扶養控除	5万円	一般	5万円		
		特定			13万円
勤労学生控除	1万円				

◎税額控除 (配当控除)

種類	1円未満切上げ			
	課税所得金額 1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等以外の証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除 (住宅借入金等特別税額控除)

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額 (前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額 (97,500円を限度) を超える場合には、当該金額) に下欄の割合を乗じた金額
 ただし居住年が平成26年から令和3年までである、特定取得、特別特定取得又は特例特別取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額 (特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税の額 (住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

	市民税	3/5	県民税	2/5
--	-----	-----	-----	-----

◎税額控除 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎控除不足額

控除不足額は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

注意) この面の記載内容は、令和8年2月時点の法令等に基づき作成しています。

◎所得控除

雑損控除 (実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額

医療費控除 医療費の実費負担額 (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) (限度額200万円) 又は特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額8万8千円)

社会保険料控除 給与から引かれた社会保険料等、国民健康保険、介護保険、国民年金等の支払った金額

小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済制度、または確定拠出年金法に基づき個人型年金加入者掛金、もしくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金の金額

ア. 新契約の生命保険のみの場合 (契約日が平成24年1月1日以降)
 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料

支払保険料総額	控除額の計算式	①②③について、それぞれ左表により求めた金額の合計。ただし控除額の上限は7万円。
12,000円以下	支払保険料の総額	
12,000円超~32,000円以下	支払保険料の総額 × 1/2 + 6,000円	
32,000円超~56,000円以下	支払保険料の総額 × 1/4 + 14,000円	
56,000円超	28,000円	

イ. 旧契約の生命保険のみの場合 (契約日が平成23年12月31日以前)
 ①一般生命保険料 ②個人年金保険料

支払保険料総額	控除額の計算式	①②について、それぞれ左表により求めた金額の合計。ただし控除額の上限は7万円。
15,000円以下	支払保険料の総額	
15,000円超~40,000円以下	支払保険料の総額 × 1/2 + 7,500円	
40,000円超~70,000円以下	支払保険料の総額 × 1/4 + 17,500円	
70,000円超	35,000円	

ウ. 新契約と旧契約の両方がある場合
 ①と②については、旧契約と新契約の両方がある場合、次のいずれかの控除を選択することができます。
 a. 新契約に係る控除額 (上記アにより算出した額)
 b. 旧契約に係る控除額 (上記イにより算出した額)
 c. 新契約と旧契約に係る控除額の合計額 (上記アとイにより算出した額の合計、上限28,000円)
 ただし①②③の控除合計額の上限は7万円。

ア. 地震保険契約に係るもの

支払った保険料の額	控除額
50,000円以下	支払保険料の総額 × 1/2
50,000円超	25,000円

イ. 旧長期損害契約に係るもの

支払った保険料の額	控除額
5,000円以下	支払保険料の総額
5,000円超~15,000円以下	支払保険料の総額 × 1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

ウ. 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合
 上記アとイにより算出した控除額の合計額。ただし控除額の上限は25,000円。

納税者本人の所得金額	扶養控除		
	一般	老人	特定
900万円以下	33万円	38万円	45万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円	45万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円	45万円
所得金額	控除額		
58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 123万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除 (特別障害者)		26万円	30万円
(同居特別障害者)		30万円	53万円
寡婦控除		26万円	
ひとり親控除		30万円	
勤労学生控除		26万円	
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円

注意) 年齢等については、令和7年12月31日の現況で判断します。

◎税額控除 (寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額 (寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額) が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額
 1 鳥取県共同募金会又は日本赤十字社の鳥取県支部に対する寄附金
 2 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄する寄附金として鳥取県又は鳥取市の条例で定めるもの
 3 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄する寄附金として鳥取県又は鳥取市の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄する寄附金として鳥取県又は鳥取市の条例で定めるもの
 ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額 (所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

令和8年度の個人住民税の主な改正内容

●給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保証額が10万円引き上げられ、65万円（改正前：55万円）となりました。

なお、給与収入金額が190万円を超える場合の給与所得控除額に改正はありません。

給与収入額	給与所得控除の額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下		給与収入額×40%－10万円
180万円超190万円以下		給与収入額×30%＋8万円

●各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額等が10万円引き上げられます。

所得要件額等	改正後 (給与収入のみの 場合の収入額)	改正前 (給与収入のみの 場合の収入額)
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
勤労学生の合計所得金額	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)
家内労働者の特例における事業所得等の必要経費に算入する金額の最低保証額	65万円	55万円

●大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に、所得控除の適用を受けることができる特定親族特別控除が創設されます。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下 (給与収入123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (給与収入160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (給与収入165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (給与収入170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (給与収入175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (給与収入180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (給与収入185万円超188万円以下)	3万円

eLTAX（エルタックス）をご利用ください

鳥取市では、インターネットを利用した市税の電子システム（eLTAX：エルタックス）による申告サービスを行っています。以下のとおり電子申告によるサービスが利用できます。

1 次のようなことが便利になります

- ・ オフィスや自宅からインターネットを通じて簡単に手続きができます。
- ・ 複数の地方公共団体への申告について、まとめて一度に手続きができます。（ただし、電子申告システムサービスを開始している団体に限りです。）
- ・ 市販の税務・会計ソフトでもそのまま申告手続きができます。（ただし、eLTAX対応ソフトに限ります。）
- ・ 市町村に提出する給与支払報告書と税務署に提出が必要な源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出ができます。
- ・ 書面での通知書に代えて、eLTAXを通じて電子データによる通知書（電子署名あり）の受取ができます。

2 納税関係

地方税共通納税システムの構築により、複数の地方団体に対して、一度の操作で電子納付することができます。

- ・ 個人住民税（退職所得に係る納入申告）
- ・ 個人住民税（特別徴収分）* 延滞金等含む

3 給与支払報告書の電子媒体（eLTAX、又は光ディスク）による提出義務について

前々年における源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

令和9年1月1日以降はさらに「30枚以上」に提出義務基準が引き下げられます。

4 利用開始のための手続き

電子申告システムのサービスを利用するには、所定の手続きが必要です。詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> eLTAXヘルプデスク 0570-081459

給与所得者が出国するときは

令和8年度の市民税・県民税・森林環境税は、令和8年1月1日現在鳥取市に住所があり、前年の1月1日から12月31日までに支払われた給与等が一定額以上ある方が課税されます。したがって、出国により市民税・県民税・森林環境税の納税義務が消滅することは通常ありません。

そのため、出国前に市民税・県民税・森林環境税の納付のための手続きが必要となりますので、以下の点についてご協力いただきますようお願いいたします。

- ① 出国予定者の氏名、住所を市民税課にご連絡ください。
- ② 出国することが分かった時点で市民税・県民税・森林環境税を特別徴収している給与所得者について、退職時の給与から残りの市民税・県民税・森林環境税額を一括徴収してください。
- ③ やむを得ない理由により一括徴収できない場合、及び令和8年中に支払った給与収入によって令和9年度の市民税・県民税・森林環境税が課税となることが明らかな場合は、納税管理人を選任し、「納税管理人申告書又は承認申請書」を提出してください。

用紙は市民税課に用意しておりますので、ご連絡いただきましたら送付いたします。

※納税管理人とは、納税に関する事項（滞納処分を除く）を本人に代わりすべて行っていただく人です。

退職金を支払うときは

退職所得（退職手当等）にかかる市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払の際に、特別徴収していただくことになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、鳥取市内に居住している人。

(注)

死亡により支払われる退職手当等に対しては市民税・県民税は課税されません。(相続税の課税対象)

2. 退職所得の金額の計算

次の算式により計算してください。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

※1,000円未満の端数切捨て

(注1)

勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職手当等については、1/2課税は適用せず 収入金額－退職所得控除額＝退職所得の金額 とします。

※法人役員等とは、法人税上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

(注2)

勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が受ける退職所得が300万円を超える場合については、以下のとおりとします。

$$150\text{万円} + \{ \text{収入金額} - (\text{300万円} + \text{退職所得控除額}) \}$$

(※1) (※2) = 退職所得の金額

※1 300万円以下の部分の退職所得の金額 (1/2を適用する)

※2 300万円を超える部分の退職所得の金額 (1/2を適用しない)

3. 退職所得控除額の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- ① 在職中に障害者となったことに直接起因して退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。
- ② 勤続期間で一年に満たない端数は一年として計算します。

4. 退職手当等に係る市民税・県民税の計算

次の算式により計算してください。

退職所得の金額	×	税率		=	特別徴収すべき税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		(A)	(B)

(注1) 退職所得の金額(収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額)に、1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の金額を切り捨てる(退職所得の金額は、1,000円単位)。

(注2) 特別徴収すべき税額(市民税額(A)、県民税額(B))に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てる(特別徴収すべき税額は100円単位)。

(計算例) 退職金支払額14,223,632円 勤続年数25年の場合

$$\text{退職所得の金額} \{ 14,223,632\text{円} - (8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年})) \} \times \frac{1}{2} = 1,361,816\text{円} \rightarrow 1,361,000\text{円}$$

$$\begin{array}{ll} \text{特別徴収 市民税額(A)} & 1,361,000\text{円} \times 6\% = 81,660\text{円} \rightarrow 81,600\text{円} \\ \text{すべき税額 県民税額(B)} & 1,361,000\text{円} \times 4\% = 54,440\text{円} \rightarrow 54,400\text{円} \end{array}$$

5. 納入手続

退職手当が支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、徴収した翌月の10日までに給与分特別徴収税額とあわせて納入してください。eLTAXでの納入も可能です。

なお、納入書の作成にあたっては、必ず退職所得分金額欄に納入金額を記入するほか、法人の場合は裏面の納入申告書にも所要事項を記載してください。

納入書の書き方は、右記 **特別徴収納入書の記入のしかた** をご参照ください。

6. 提出書類

- ① 納入申告書（法人の場合は納入書裏面を使用し、納入時に金融機関へ提出。eLTAXでの提出も可能です。）
- ② 納入内訳書
- ③ 本人確認書類（個人事業主の場合のみ。マイナンバーの確認できるもの。）

※①②については、市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

提出先：鳥取市役所 市民税課

※令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当などについては、支給を受ける全ての人について「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出することとされていましたが、令和7年12月26日付け地方税法施行規則の一部改正の省令により当分の間、市区町村への「退職所得の特別徴収票」の提出は不要となりました。

特別徴収納入書の記入のしかた

鳥取県鳥取市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書 01

市 道	口座番号	加入者名
3	11 01470-7-960048	鳥取市会計管理者
納入金額(1) 円		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (退職手当)	88888888
	退職所得分	88888888
	金延滞金	88888888
納期限	年月日	888
広島野金事務センター (〒730-8794)	合計額	88888888
領取日 付印	(特別徴収義務者) 〒 所 住 所 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	様
	鳥取市	

上記のとおり通知します。(受付店→鳥取銀行鳥取市役所支店(取りまとめ店)→鳥取市)(鳥取市保管)

月割額記入欄：市民税・県民税特別徴収税額の通知書(変更通知書)の金額を記入してください。

退職所得等に係る市民税・県民税記入欄：計算方法については **退職金を支払うときは** をご参照ください。

※金額を訂正する場合は納入済通知書の裏面を参照して下さい。

市民税 県民税 納入申告書

鳥取市長 様

年月日提出

退職手当等支払金額	十	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額									
	市民税								
	県民税								

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

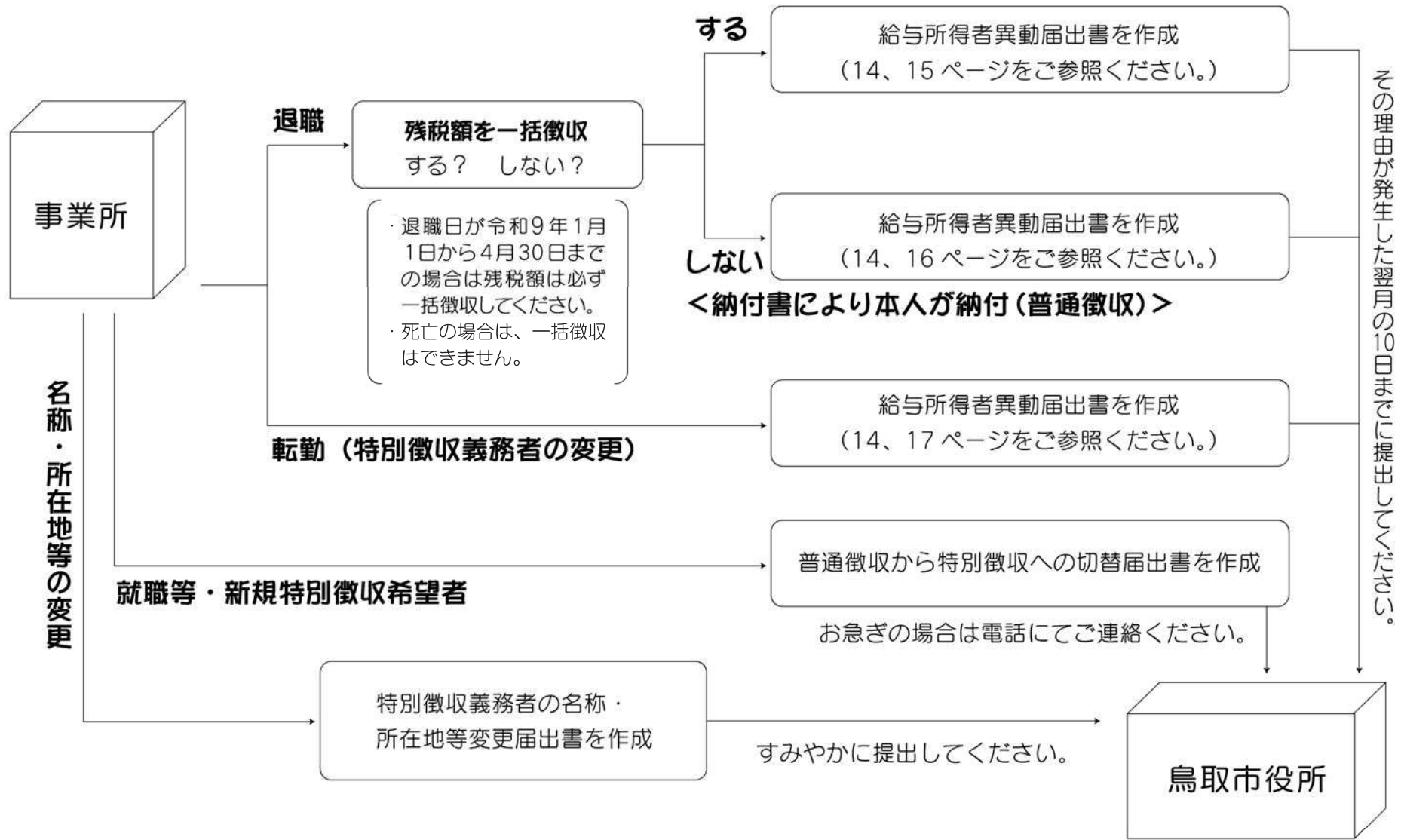
(特別徴収義務者)
〒 所
住 所
又は
所在地
氏 名
又は
名 称

法人番号

退職所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額を記入してください。(法人のみ)

(注) 記入の際は黒色ボールペンを使用してください。

給与所得者に退職・転勤など異動が生じた場合について



給与所得者異動届出書の記入のしかた

異動（退職・休職・転勤等）があった場合は、徴収税額の有無に関わらず、翌月10日までに異動届出書を必ずお送りください。

異動された納税義務者の氏名等を記入して下さい。

特別徴収税額の通知書又は変更通知書に記入された特別徴収税額を記入して下さい。

異動した人の税額を何月から何月までいくら徴収したかを記入して下さい。

異動後の現住所（令和8年1月1日現在の住所に変更がある場合は、その住所）を記入して下さい。

転勤等により新しい勤務先へ行かれる場合は、その名称・所在地等を記入して下さい。

該当する番号を記入して下さい。

該当する番号を記入して下さい。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収報告書番号				
宛名番号				
所属氏名				
電話番号				
内線()				
所在地				
フリガナ				
氏名又は名称				
個人番号又は法人番号				
フリガナ				
氏名				
生年月日				
個人番号				
受給者番号				
1月1日現在の住所				
異動後の住所				
特別徴収税額(年税額)		(ア)	(イ)	(ウ)
徴収済額				
未徴収税額(ア)-(イ)				
異動年月日		20	年	
異動の事由		1. 退職	2. 転勤	
異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 特別徴収継続	2. 一括徴収	3. 普通徴収(本人納付)
1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
2. 一括徴収の場合		徴収予定日 月 日 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		
3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄		

一月一日以降の退職者については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収して下さい。

西暦で記入して下さい。

特別徴収税額の通知書に記入してあります指定番号を記入して下さい。

この届出書について応答される方の氏名等を記入して下さい。

特別徴収をすることが出来なくなった事由について、該当する番号を記入して下さい。

該当する番号を記入して下さい。

転勤等の際に、新しい勤務先に連絡されている月割額と月を記入して下さい。また、納入書の必要の有無を番号で記入して下さい。

一括徴収した税額を納入していただく納入書が何月分であるか(納入書に記入してあります)を記入して下さい。

特別徴収税額から徴収済税額を差引いた残額を記入して下さい。

一括徴収した金額を記入して下さい。

※この届出書の提出が遅れますと、異動された方への納税通知書の送付が遅れ、納税義務者にご迷惑がかかる場合がありますので、早めに提出していただくようお願いいたします。

※用紙はコピーをして使用していただいてもかまいません。市公式ウェブサイト(市民税課)からもダウンロードできますのでご利用下さい。

(記載例1)

退職…事業所で残額をまとめて徴収する場合 (一括徴収)

鳥取市長様		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒730-0051 広島市中区大手町4丁目1番7号				特別徴収義務者 指定番号	1685										
令和 年 月 日提出			フリガナ	オオテサンギョウ				宛名番号											
			氏名又は名称	大手産業(株)				担当者 連絡先	所属	経理課 給与係									
			個人番号 又は法人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	氏名	山口 健一		
			9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	電話	082-228-0118 内線(1234)				
給与 所得者	フリガナ	トットリ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
	氏名	鳥取 太郎																	
	生年月日	1980年 1月 1日																	
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2						
	受給者番号	11111																	
	1月1日 現在の住所	鳥取市幸町71番地																	
異動後の 住所	鳥取市富安二丁目138-4		36,000円	27,000円	9,000円	20 27 年	1 右から 番号を 記入	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	2 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)									

1. 特別徴収継続の場合			<p>3月末で退職した給与所得者の残りの税額を、3月分一括して納入する場合。</p> <p>(ア) 特別徴収税額 (年税額) 36,000円 (イ) 徴収済額 27,000円 (6月から2月分) (ウ) 未徴収税額 9,000円 (3月から5月分)</p> <p>↑ 一括徴収税額 (納入額と同様)</p>	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〒		受給者番号		
	所在地			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	
	フリガナ					
氏名又は名称						

2. 一括徴収の場合			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
理由	2	1. 異動が令和8年12月 2. 異動が令和9年1月1日			
<p>必ず記入してください。</p>					

3. 普通徴収の場合			※市町村記入欄	入力	点検	年度	処理
理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため				8	
						9	
			宛名コード				

一月一日以降の退職者については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

(記載例3)

転勤等…次の勤務先で徴収する場合
(特別徴収継続)

鳥取市長様 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒730-0051 広島市中区大手町4丁目1番7号										特別徴収義務者 指定番号	1685					
			フリガナ	オオテサンギョウ										宛名番号	31					
			氏名又は名称	大手産業(株)										担当者 連絡先	所属	経理課 給与係				
			個人番号 又は法人番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		9	9	9	9	氏名	山口 健一
				←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										電話	082-228-0118 内線(1234)					
給 与 所 得 者	フリガナ	トットリ サブロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	フリガナ	トットリ サブロウ									
	氏 名	鳥取 三郎																		
	生年月日	2000年 1月 1日																		
	個人番号	3	3							3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	受給者番号	33333																		
1月1日 現在の住所	鳥取市幸町71番地		6	10	20 26	2	1. 退職 2 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)											
異動後の 住 所	鳥取市富安二丁目138-4		240,000 円	80,000 円	160,000 円	10 月 10 月 1 日														

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	1700		新規	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	0	新しい勤務先へは、月割額 20,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒680-0912 鳥取市南栄町100番地		担 当 者 連 絡 先	所属	総務課			受 給 者 番 号										
	フリガナ	トットリサンギョウ			氏名	砂場 梨子				納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	2	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要						
	氏名又は名称	鳥取産業(株)			電話	27-1000 内線(1111)													

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	新しい勤務先には必ず月割額・開始月の連絡 をし、正しい名称所在地等を確認の上記入し てください。	の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 円 納めます。
--------	--	--	---

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄	入力	点検	年度	処理
			宛名コード			8
					9	

一月一日以降の退職者については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-----	--------	--------	--------

鳥取市長様 令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号						
		フリガナ											宛 名 番 号						
		氏名又は名称											担 当 者 連 絡 先	所 属					
		個人番号 又は法人番号											電 話	内線()					

給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名																
	生年月日	年 月 日															
	個人番号																
	受給者番号																
1月1日 現在の住所											月 日 月 日	年 月 日	1. 退職 2 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
異動後の 住 所											円	円			円		

1. 特別徴収継続の場合																		
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
	所 在 地	〒															担 当 者 連 絡 先	所 属
	フリガナ											氏 名						
	氏名又は名称											電 話	内線()					
										受給者番号								
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要							

2. 一括徴収の場合																		
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。				
		月 日	円															

3. 普通徴収の場合																
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄	入 力	点 検	年 度	処 理
						8										
						9										
										宛名コード						

一月一日以降の退職者については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

記載にあたっては、14～17ページの記入のしかた及び裏面の記載要領をご覧ください。また、届出書はコピー、もしくは市公式ウェブサイトからダウンロードしてご使用下さい。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載要領

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

2. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、支払わないこととなった日が4月2日から5月31日である場合は、新年度用特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、本市が指定した特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6. 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7. 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8. 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和9年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 次の①～③までの理由に該当しない場合は、特別徴収義務者は必ず一括徴収しなければなりません。）

①異動日が令和8年12月31日までで、本人から一括徴収の申出がない。

②令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下である。

③死亡による退職である。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、本市が指定した特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに本市から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11. 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12. 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13. 原則毎月24日までに受け付けた給与所得者異動届出書は、その月に処理し、翌月上旬に税額変更通知書を発送します。25日以降に受け付けたものについては、翌月の処理となります。（事務処理の都合上、締日を変更することがあります。その場合は市公式ウェブサイト等でお知らせします。）

14. ※印の欄は、記載しないでください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書

鳥取市長 様 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号	<input type="checkbox"/> 有(指定番号：) <input type="checkbox"/> 無(新規事業所)				
		名 称	(フリガナ)											納入書(※新規事業所のみ)		<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要	
		個人番号又は法人番号													担 当 者 連 絡 先	係		
																氏 名		
													電 話					

◎特別徴収の開始を希望する月の前月の24日までに提出してください。税額通知書は翌月の初旬に発送します。

氏 名 (生年月日)	住 所	納税通知書番号	普 通 徴 収 年 度		受給者番号 (従業員番号など)	残税額を特別徴収
(昭・平 . .)	鳥取市		年税額 円	期まで 納付済		年 月分から開始希望 (翌月 10 日納期分)
(昭・平 . .)	鳥取市		年税額 円	期まで 納付済		年 月分から開始希望 (翌月 10 日納期分)
(昭・平 . .)	鳥取市		年税額 円	期まで 納付済		年 月分から開始希望 (翌月 10 日納期分)
(昭・平 . .)	鳥取市		年税額 円	期まで 納付済		年 月分から開始希望 (翌月 10 日納期分)
(昭・平 . .)	鳥取市		年税額 円	期まで 納付済		年 月分から開始希望 (翌月 10 日納期分)

《備考欄》 徴収税額について事前電話連絡希望の有無	<input type="checkbox"/>	有
	<input type="checkbox"/>	無

※ 鳥 取 市 記 入 欄			
徴収税額連絡	入 力	点 検	区 分
済・未			F ⇒ T

◎普通徴収の納期限が到来したものは、特別徴収への切替はできません。
 ◎用紙はコピーもしくは市公式ウェブサイトからダウンロードしてご使用ください。
 ◎記載にあたっては、裏面の普通徴収から特別徴収への切替届出書記載要領をご覧ください。

普通徴収から特別徴収への切替届出書記載要領

1. 普通徴収から特別徴収への切替届出書

この届出書は、普通徴収の方が特別徴収に切り替える場合に特別徴収の開始を希望する月の前月の24日までに提出してください。

2. 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

3. 「特別徴収義務者指定番号」欄には、「有」にチェックして鳥取市の指定番号を記載してください。鳥取市で初めて特別徴収をする事業所の場合は、「無」にチェックしてください。

4. 「納税通知書番号」欄には、納税通知書の通知書番号を記載してください。

5. 「年税額」欄には、納税通知書の年税額を記載してください。

6. 「期まで納付済」の欄には、普通徴収で納付する期数を記載してください。第1期納期限前で未納の場合には、記載しないでください。

（注 普通徴収の納期限が到来したものは、特別徴収への切替はできません。）

7. 「受給者番号」欄には、新しく特別徴収を開始する事業所での受給者番号を記載してください。（「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」をeLTAXを通じて受け取る場合、必ず記載してください。）

8. 「年 月分から開始希望」の欄には、特別徴収の開始を希望する年月を記載してください。

9. 徴収税額について事前電話連絡を希望する場合は備考欄の「有」に、希望しない場合は「無」にチェックしてください。連絡期日やその他連絡事項がある場合は、備考欄の余白に記載してください。

10. 原則毎月24日までに受け付けた切替届出書は、その月に処理し、翌月上旬に税額変更通知書を発送します。25日以降に受け付けたものについては、翌月の処理となります。（事務処理の都合上、締日を変更することがあります。その場合は市公式ウェブサイト等でお知らせします。）

11. ※印の欄は、記載しないでください。

税 額 変 更 表

令和8年度用

徴 収 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備 考 (異動者等)
納 期 限	令和8年 7月10日	8月10日	9月10日	10月13日	11月10日	12月10日	令和9年 1月12日	2月10日	3月10日	4月12日	5月10日	6月10日	
当 初 税 額													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
月 日 変 更													
納 入 税 額													
納 入 月 日													

